

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1-3-1	1-002100

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和3年9月17日 ～ 令和3年10月16日 (1か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

鹿島建設(株)の元社員(東北支店営業所長)は、環境省福島地方環境事務所発注工事において、下請業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れたとして、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ (略)	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)